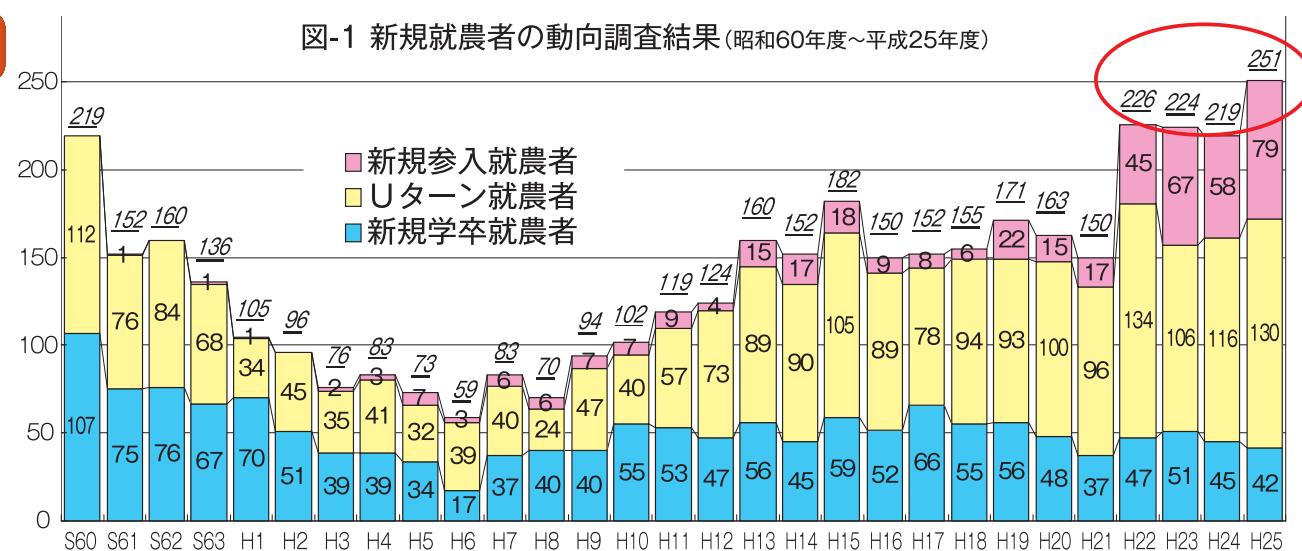


新規就農者の動向と今後の対応

新規就農者の動向

平成21年度までの数年間は150人程度で推移し、平成22年度から200人を超える、平成25年度は251人でこれまでの最高となりました。【図-1】

- ①新規参入就農者…農業経営の基盤を持たない非農家出身者で、新たに就農した者。
- ②Uターン就農者…農家出身者で、他産業に従事した後に就農した者。
- ③新規学卒就農者…学校卒業後、直ちに就農した者及び卒業後一定期間の農業研修を経て就農した者。



要因分析してみると…

①県の農業施策の拡充

平成21年に「農林水産業元気再生戦略(H21～24年度)」を策定し、オール山形体制で県を挙げて農業産出額の増大に積極的に取り組んでいます。この結果、平成19年と平成23年を比べると、農業算出額は北海道を除いて全国1位の増加となるなど、農業全体の活性化に結びついています。【表-1】

(単位：億円)

順位	平成23年産出額	平成19年産出額		
		全体	米	園芸
北海道	1	328	199	133
山形県	2	110	2	103
岡山県	3	82	52	13
長崎県	4	72	△16	98
熊本県	5	67	△21	47

表-1 平成19年と比べて平成23年の農業産出額の増加が大きい都道府県

②新たな県独自の新規事業の創設

農林水産業元気再生戦略の実現に向け、農業者のやる気を後押しする新たな施策を創設しています。【図-2】

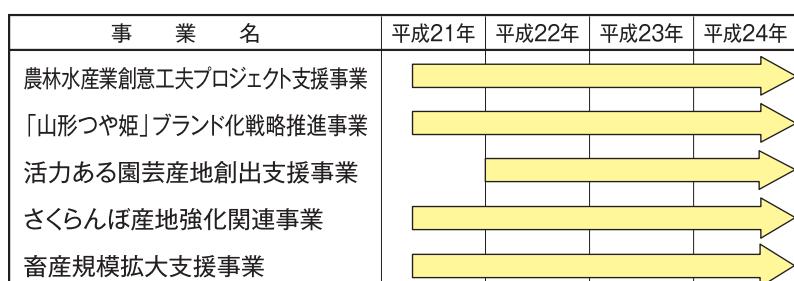


図-2 平成21～24年度の主要県独自事業

これらの県独自の支援施策により農業に対する意欲が喚起され、独立自営就農に結びついたり、事業拡大を進める法人等が新たな雇用を生み出しています。

③県の新規就農支援拡充のための主な取組み

○新規就農定着サポート事業<H21～>

新規参入者の経営が軌道に乗るまでの5年間にわたり36万円／年の営農助成を行うもの。平成21年度に、国に先駆けて創設(H21～24実績:28人)→平成25年度から、(国)青年就農給付金事業創設後は45歳以上に限定。

○新規就農フォローアップ活動<H21～>

新規就農者の定着を支援するため、総合支庁農業技術普及課が新規就農者のカルテを作成し、関係機関と情報共有しながら支援する仕組み。

○独立就農研修事業<H23～>

農地や農機具等の経営基盤を持たない非農家出身者が就農するために必要な農業実務研修を実施。H24年度に最長2年間の研修へ拡充。

④国の制度の活用

平成20年度に開始された「農の雇用事業」が定着して雇用就農が増加し、また、平成24年度からは、国の「青年就農給付金事業」も新規参入者等の就農を後押ししています。

新規就農者300人に向けた今後の対応について

○引き続き、国の青年就農給付金や農の雇用事業、県単独の農業体験や45歳以上の方に対する支援など、新規就農者の動機付け、就農準備、就農初期の各段階に応じたきめ細かな支援を実施します。

○新規就農者の確実な営農定着を図るため、市町村、農業委員会、JA、総合支庁(農業振興課、農業技術普及課)、農業支援センター等が連携してサポートする体制を強化します。

○市町村やJAが中心となって、地域で研修生を受入れ、育てていく仕組みづくりを進めています。

(現在、青年就農給付金準備型の対象となる研修の実施機関は県立農業大学校と農業支援センターの2力所であり、認定研修機関を増やしていく。また、大江町「OSINの会」のように生産者が受入協議会を組織し、自ら首都圏のフェアなどで新規就農者を勧誘、体験・研修に結びつけるような活動を増やしていく。)

※この報告書は自然保護のため再生紙を使用しております。

今後の円滑な県政運営のため、皆様の貴重なご意見ご要望など何でもお寄せ下さい。

この条例に基づき、様々な施策が展開され、県民の健康推進が図られるものと期待しております。

歯科保健に関する条例は、既に34道府県で制定されており、本県は35番目となります。この条例に基づき、様々な施策が展開され、県民の健康推進が図られるものと期待しております。

〒991-0053 寒河江市元町3丁目3-3
TEL 0237-841-7118
FAX 0237-841-7118
大和ビル2F
模津博士事務所

編
集
後記